

香川県内部統制評価報告書

香川県知事 池田豊人は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

香川県知事 池田豊人は、香川県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、香川県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「香川県内部統制に関する方針」（令和 2 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

香川県においては、令和 4 会計年度を評価対象期間とし、令和 5 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した結果、評価対象期間中において、内部統制は全体としては概ね有効に運用されていたものの、下記 4 のとおり、運用上の重大な不備が認められたため、財務に関する事務に係る内部統制は、一部有効に機能していませんでした。

4 不備の是正に関する事項

農政水産部において、職員が事業用地の取得にあたり、地権者と売買契約を締結した後、登記事務に直ちに着手せず、相当期間放置し、年度内に登記事務が完了しませんでした。その結果、出納整理期間内に当該年度予算で売買代金の支出を行おうとした際に、支出証拠書類となる登記事項証明書を偽造して売買代金を支払う事案が発生しました。当該不備については、不祥事防止の研修を実施するとともに、登記事務に係る進捗管理を徹底するなど再発防止に取り組んでまいります。

令和 5 年 8 月 21 日 香川県知事 池田 豊人